

宇都宮市家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

昭和61年6月3日

告示第156号

(趣旨)

第1条 市の交付する家庭用生ごみ処理機設置費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41規則第22号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、電動式生ごみ処理機（以下「電動式」という。）及び非電動式生ごみ処理機（以下「非電動式」という。）を購入し、及び設置する者に対し、経費の一部を補助することにより、脱炭素社会の実現を見据えた生ごみの減量化又はたい肥化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー 太陽光その他の枯渇しないエネルギー源を利用して得られるエネルギーをいう。

(2) 再生可能エネルギーの利用 エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることを目的として、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 再生可能エネルギーのエネルギー源を電気に変換する設備を用いて発電し、その電気を使用すること

イ 小売電気事業者との電気受給契約において、再生可能エネルギーを電源としたプランを選択していること

(交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 購入時及び申請時において、市内に住所を有し、かつ、居住している者

(2) 電動式又は非電動式を設置できる敷地を有する者

(3) 生ごみをたい肥化又は減量化できる者

(4) 市税を滞納していない者

2 助成の対象となる電動式又は非電動式の数は、1世帯につき、電動式にあつては1台又は非電動式にあつては3基とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 再購入した電動式又は非電動式については、以前補助の申請をした日から5年を経過して申請したものを対象とする。

4 前3項の規定にかかわらず、その使用により環境へ重大な負荷が加わるおそれがあり、又は公衆衛生上好ましくない電動式又は非電動式については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げるところによる。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書（様式第1号）に販売店の購入証明を受け、領収書（購入金額の記載があるもの又はクレジット契約等に

よる購入の場合はその申込書の写し)及び再生可能エネルギーの利用を証する書類として市長が別に定める書類(電動式について申請する場合であって再生可能エネルギーの利用により当該電動式を使用する場合に限る。)を添付して、電動式又は非電動式を購入した日から1年以内に請求書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、領収書の原本に申請者の氏名及び申請書の購入証明書欄の各項の内容の記載がある場合は、販売店の購入証明は不要とする。

2 規則第12条第1項第2号に規定する実績報告については、電動式又は非電動式の設置の完了について届出があったことをもって、当該報告があったものとみなすほか、市長は、必要に応じ減量効果等の調査を行うことができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

昭和61年6月3日から適用する。

改正文(平成9年3月31日告示第122号) 抄

平成9年4月1日から適用する。

改正文(平成10年3月31日告示第107号) 抄

平成10年4月1日から適用する。

改正文(平成12年3月31日告示第133号) 抄

平成12年4月1日から適用する。

改正文(平成13年3月30日告示第127号) 抄

平成13年4月1日から適用する。

改正文(平成14年9月24日告示第371号) 抄

平成14年10月1日コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成16年3月25日告示第148号) 抄

平成16年4月1日コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成17年3月31日告示第171号) 抄

平成17年4月1日コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成18年3月31日告示第236号) 抄

平成18年4月1日コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文(平成25年3月29日告示第134号) 抄

平成25年5月1日コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費補助金交付申

請受付分から適用する。

改正文（平成29年3月31日告示第123号） 抄

平成29年4月1日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文（令和4年2月9日告示第44-2号） 抄

令和4年2月9日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文（令和4年4月28日告示第147号） 抄

令和4年5月1日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文（令和5年3月31日告示第112号） 抄

令和5年4月1日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文（令和6年3月29日告示第108号） 抄

令和6年4月1日家庭用生ごみ処理機設置費補助金交付申請受付分から適用する。

改正文（令和8年3月31日告示第115号） 抄

令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象		補助金額
電動式	再生可能エネルギーの利用により当該電動式を使用する場合	購入価格（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、50,000円を限度とする。
	上記以外の場合	購入価格（消費税を含む。）に3分の1を乗じて得た額（ただし、令和8年3月31日までに購入した場合は2分の1。それらの額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、40,000円を限度とする。
非電動式		1基につき購入価格（消費税を含む）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、6,000円を限度とする。